

【概要版】

小山町消費者教育推進計画

(案)

～ 消費者市民社会の形成を目指し
全ての町民が賢い消費者に ～

計画期間：令和3年度～令和7年度

令和 年 月

小 山 町

計画策定の背景と趣旨

近年の少子高齢化の進行や成年年齢の引き下げなど社会情勢が大きく変化
する中、消費に関するトラブルも多様化、深刻化しています。また、新型コ
ロナウイルス感染拡大の脅威により、これまでの生活様式からの転換を余儀なく
され、町民が消費生活に関する正確な情報を得て的確な判断力を身に付けるこ
とが、これまで以上に重要な課題となっています。

さらに、地球環境の変化や社会の高度情報化、経済のグローバル化に伴い、
消費者は、自らの消費行動が将来の社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを
自覚し、持続可能な社会の形成に向けて積極的に参画することが求められてい
ます。

国では、平成24年8月に消費者の自立支援を目的として「消費者教育の推
進に関する法律」を策定し、平成25年6月に「消費教育の推進に関する基本
的な方針」が閣議決定されました。

静岡県においても平成26年3月に「静岡県消費者教育推進計画」を策定し、
消費者教育の推進を図っています。

消費者教育は、安心・安全な消費生活を送るために必要な情報を提供するこ
とによって、人々が知識を身に付けて自立することを支援するもので、消費者
自らが主体的に行動し、消費者市民社会*の形成に参画するための教育を含ん
でいます。

本町においては、平成21年度から消費生活センターを設置し、消費生活に
関する相談を受け付けるとともに、情報提供や知識の普及に努めてきましたが、
今後、さらに消費者教育に関する取り組みを総合的かつ一体的に推進し、消費
者被害の防止と消費生活の向上を図り、消費者市民社会の形成を目指すため
「小山町消費者教育推進計画」を策定することとしました。

* [消費者市民社会]

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、
自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経
済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ
持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。(法第2条第2項)

基本理念

国の基本方針や静岡県消費者教育推進計画、本町の消費者教育の現状と課題を踏まえ、本計画では、自ら考え、選択し、行動できる自立した消費者の育成を推進し、消費者市民社会の形成を図ります。

～ 消費者市民社会の形成を目指し 全ての町民が賢い消費者に ～

重点目標

重点目標1 ライフステージに応じた消費者教育の推進

幼児期から高齢期までのライフステージに応じて体系的に消費者教育を推進し、多様化する消費生活に関する問題に自ら考えて対応できる消費者の育成を図ります。特に幼少期からの繰り返しの学習による適切な消費行動の習慣化が重要であると考えられることから、学校、家庭、地域が一体となって取り組める体制づくりを進めます。また、持続可能な社会を目指し、自らの消費行動に目を向けて、物を大切にすることや、食品ロスの削減に関する活動などにも取り組みます。

重点目標2 高齢者等の消費生活弱者の消費者被害防止

本町の高齢化率は30.5%（令和2年8月1日現在）と高く、今後もますます高齢化が進行すると見込まれるため、高齢者を狙った悪質な犯罪の発生が懸念されます。また、高齢者や障がい者の中には、被害にあっていることに気付いていない方、被害にあってもどこに相談してよいか分からない方もいます。こうした見守りが必要な消費生活弱者に対し、関係団体と連携して地域ぐるみで支援できる体制の構築と、支援する側の育成に取り組んでいきます。

重点目標3 消費生活センターの認知度向上と機能強化

消費生活センターは開設以来、町民から寄せられる多くの消費生活に関する相談に対応しており、年間を通じて高齢者向け消費生活講座などの啓発活動や、広報紙・無線放送による情報提供等を行って来ましたが、町民アンケートの結果からも依然として認知度は低い状態です。今後は認知度を向上させ、相談や要望に対して迅速かつ的確に対応できるよう機能強化に努めます。

施策の体系

